米子市交通安全対策会議会議録（概要）

＜平成１８年１１月１０日開催＞

米　子　市

米子市交通安全対策会議

1　開催日時　平成18年11月10日(金)
　＜開会時間＞午前11時
　＜閉会時間＞午前11時45分

2　開催場所　米子市役所本庁舎第2応接室

3　出席者(敬称略)
- 会　長　　野坂康夫
- 委　員　　11人
　石井繁次、嘉本昭夫(代理出席　青戸治之)、大西喜久子(代理出席　大西孝弘)、井藤稔、森林政弘、星野章作、鷲見英之、矢倉敏久、本田勝、足立操、浦木昇
- 事務局
　山本茂樹企画部次長兼市民参画課長、永見公一課長補佐、矢野伴典主任
- その他(説明者)
　谷岡賢治米子警察署交通第一課長

4　日程(会議経過)
(1)　開会
(2)　会長あいさつ
(3)　委員の紹介
(4)　説　明
　ア　交通安全計画について
　イ　米子市交通安全対策会議について
　ウ　交通情勢の現状と課題について
(5)　報　告
　ア　第7次米子市交通安全計画の期間中に実施した主な交通安全施策について
　イ　第7次淀江町交通安全計画の期間中に実施した主な交通安全施策について
(6)　議　事
　ア　第8次米子市交通安全計画(案)の作成について
　イ　第8次米子市交通安全計画の作成スケジュールについて

【会議の会議録(概要)】

司　会(山本次長)	それでは、日程の『4　説明』に入ります。「ア　交通安全計画について」と「イ　米子市交通安全対策会議について」を、事務局から説明いたします。
事務局 (永見課長補佐)	配布いたしております“会議資料”をご覧ください。 ＜会議資料に基づき説明＞ まず、交通安全計画について説明いたします。 これは、交通安全対策基本法に基づき、陸上、海上及び航空交

	通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもので、国において作成される計画を交通安全基本計画といいます。 　中央交通安全対策会議において昭和４６年に第１次の交通安全基本計画が作成されたのに続き、その後、昭和５１年、昭和５６年、昭和６１年、平成３年、平成８年、平成１３年と５年ごとに作成されています。 　平成１８年３月１４日に、平成１８年度から２２年度までの５年間を計画期間とする第８次の交通安全基本計画を作成されたところです。 　一方、都道府県及び市町村におきましては、都道府県にあっては交通安全基本計画に基づき都道府県交通安全計画を、市町村にあっては都道府県交通安全計画に基づき市町村交通安全計画を、それぞれの区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等について定めることとし、交通安全対策基本法によりその作成が義務付けられています。 　米子市におきましては、国や県と同様に、昭和４６年に第１次米子市交通安全計画を作成して以来、５年毎に計画を作成してきております。 　なお、鳥取県におきましては、国が作成した第８次交通安全基本計画に基づき、この度、第８次鳥取県交通安全計画を作成し、本市に通知されたところですが、それを受け、本市におきましても、新たな交通安全計画を作成する必要が生じたところでございます。 　次に、交通安全対策会議についてでございますが、交通安全基本法に基づき、総理府に中央交通対策会議が設置されました。後の中央省庁等の改革に伴い、現在、所管は内閣府となっております。　同会議は、内閣総理大臣を会長とし、内閣総理大臣が任命する者を委員として構成され、交通安全基本計画の作成及びその実施の推進その他交通安全に関する総合的な施策で重要なものの企画に関する審議及びその実施の推進を行っています。 　また、都道府県、市町村における交通安全対策会議でございますが、それぞれ都道府県交通対策会議、市町村交通安全対策会議を設置することとされています。なお、市町村におきましては、この会議は、任意設置とされています。 　これらの会議におきましては、交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的施策の企画の審議及びその実施の推進並びに関係行政機関の連絡調整を図ることとしています。
司　会（山本次長）	次に、「ウ　交通情勢の現状と今後の課題について」でございます。 　本日、この会議に米子警察署谷岡交通第一課長にご出席いただきました。計画作成にあたっての参考となるかと存じます。最近の交通情勢や今後取組むべき課題等について、ご説明をお願いいたし

米子警察署谷岡交通第一課長	ます。 　米子警察署管内におきます最近の交通事故の発生状況でございますが、住民の皆さん、交通安全指導員、交通安全えがおの会の皆さんなど関係各位のご努力によって、交通事故による死者数は着実に減少しているところです。 　そのうち、第７次計画中におきましては、幼児、園児をはじめ児童、生徒など子ども達が死亡するといった事故が発生していないということは、大変喜ばしいことと考えております。 　しかしながら、高齢社会の到来により、高齢者が交通事故の被害者となるばかりではなく、当事者となる割合が年々増加しており、最近では、被害者の５０％前後が高齢者であるという状況でございます。 　そこで、今後は、引き続き子ども達が事故に遭わないような対策を実践するとともに、高齢者の事故を減少させることが喫緊の課題であり、高齢者が当事者とならないような教育を推進する必要があると考えております。 　次に課題となるのが、自転車のマナーアップを図ることが必要であると考えております。これまでも交通安全運動をはじめ様々な機会を通じ、夜間の点灯、二人乗りの禁止等を呼びかけてきてはおりますが、なかなか改善されない状況でございます。無灯火、二人乗り、運転中の電話などの行為は、交通事故に繋がることでもあり、街頭広報や学校などにおいても安全運転の徹底を図っていただきたいと存じます。 　また、シートベルト、チャイルドシートの着用状況ですが、最近のＪＡＦの調査では、運転席で９２．９％、助手席で７６．７％、後部座席では３．６％、チャイルドシートは２９％となっています。運転席での着用率は、全国で３１位とまだまだ低い状況ですので、今後さらなる運動が必要であると考えております。 　今年の８月以来、特に社会問題化した飲酒運転でございますが、米子署といたしましても根絶に向け取締りの強化に努めているところですが、今年に入って県下で８８件、米子署管内で３１件検挙し、そのうち８月に１０件、９月に２件、１０月に１件、１１月に２件検挙しています。このような状況を見ましても、悲惨な事故に繋がる飲酒運転についての認識不足はまだまだあり、地域を挙げて飲酒運転の追放、根絶に取組んでいかねばならないものと考えております。 　以上、最近の交通情勢と課題について説明したところですが、米子市交通安全計画の作成にあたって参考としていただきますようお願いして説明といたします。
司　会（山本次長）	ありがとうございました。 　次に、『報告』に移ります。 　「アの米子市」及び「イの淀江町」の第７次交通安全計画について、期間中に実施した主な交通安全施策について説明してください。

事務局 (永見課長補佐)	では、平成１３年度から平成１７年度までが計画期間でございました第７次交通安全計画について、その期間中に実施した交通安全施策について主なものを報告いたします。 お手元に配布いたしております“第７次米子市交通安全計画の期間中に実施した主な交通安全施策”及び“第７次淀江町交通安全計画の期間中に実施した主な交通安全施策”をご覧ください。 ＜各資料に基づき説明＞ なお、平成１７年に旧米子市、旧淀江町が合併したことから、平成１７年中に米子市淀江町域において実施した施策のうちの一部につきましては、米子市交通安全計画分に取りまとめています。また、会議の時間の都合上、概要の報告にとどめますのでご了解ください。 まず、米子市で実施した主な施策でございます。 第７次の期間中の交通事故の発生状況を見ますと、全国及び鳥取県では着実に死者数は減少してきております。一方、米子市におきましては、死者数では減少の傾向は見られるものの、件数、傷者数はほぼ横ばいといった状況でございました。しかしながら、子ども達が交通事故により亡くなるといったことはなく、これも、指導員、えがおの会の皆さんの日頃の活動の賜物であると存じます。しかし、先ほど谷岡課長さんの説明にもあったように高齢者が事故の被害に遭う割合は増加している状況も見受けられるところです。 次に、期間中に実施した主な施策ですが、交通事故の発生を防止するため、安全かつ円滑・快適な道路交通環境の確立、交通安全思想の普及、安全運転の確保、救助・救急体制の整備等の交通安全対策の充実に努めるとともに、総合的かつ計画的な推進に取り組んだところです。 高齢社会を迎え、高齢者が交通事故の当事者になる割合が増加しているところから、高齢者安心して生活できるよう歩道の段差、勾配の解消などの道路交通環境の整備に努めました。高齢者の安全運転対策としては、交通安全巡回指導車「ことぶき号」の活用や県警が実施する「シルバードライビングスクール」の受講推進に努めました。 道路環境の整備として、道路の新設・改築のほか、歩道、ガードレール、カーブミラーなどの様々な交通安全施設を整備しました。 交通事故に遭うことなく子どもが安全に地域で遊ぶことができるよう子どもの遊び場の確保に努めました。また、小中学校では、校庭解放を実施するほか、児童遊園地の設置、地域住民が管理されている遊び場への助成を行いました。 交通安全思想の普及につきましては、各保育園では交通安全指導計画に基づく活動や米子警察署や自動車学校などと協力して、交通安全教室を開催しました。また、園児が事故に遭わないようにと、交通安全ワッペンを作成、配布しました。 児童生徒に対しましては、小中学校におきましては、学校教育活動を通じた学習を、成人に対しましては、安全協会、えがおの会、公民館、事業主等と連携・協力しながら、参加・体験・実践型の講習会

	の実践に努めました。 　そのうち、女性に対しては、女性ドライバー安全運転学校、マイカー点検教室を毎年開催しています。 　高齢者に対する交通安全教育ですが、公民館において交通安全講座を開催するとともに、夜間の交通事故を防止するための参加型の体験教室を自動車学校に委託して実施しました。 　次に、交通安全運動でございますが、毎年春と秋には全国交通安全運動を、夏と年末には交通安全県民運動をそれぞれ１０日間の期間で実施しました。期間中に実施した主な行事は、掲載のとおりです。 　交通安全運動の実施中のほか、年間を通じて呼びかけているシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底につきましては、実際に保育園や幼稚園に出掛け、実技指導を交えた交通安全教室を開催し、園児や保護者に呼びかけました。 　交通安全えがおの会においては、毎年夏の交通安全運動の期間中にシートベルトの着用率調査を実施しております。表にあるとおり、毎年着実に着用率は向上しておりますが、運転席にあっては１０％、助手席にあっては２０％の方が着用されていない実態ですので、引き続いての運動が必要であると存じます。 　地域で交通安全を推進されている各団体に助成をいたしました。家庭から交通安全を推進する交通安全えがおの会、高齢者の交通事故を減少するために組織された高齢者交通事故防止重点地区にそれぞれ運営費の一部を助成しました。 　また、児童･生徒の登下校時の安全確保のため、米子市交通安全指導員を委嘱し、保護、誘導にあたっていただいています。指導員には、そのほか、がいな祭やトライアスロン等のイベントの際の交通安全の確保にも協力いただいています。 　不幸にして、交通事故の被害にあわれた方の経済的負担を軽減するために、交通災害共済事業を実施しています。概ね1割の市民の方が加入され、給付状況は表にあるとおりです。 　交通災害遺児に対しては、援護するための米子市災害遺児手当を支給しました。 　最後の鉄道交通の安全に関する施策ですが、これはＪＲ西日本が実施する対策が主なものとなります。現在、ＪＲ西日本米子支社に照会しているところでございますが、回答があり次第、委員の皆様にはご報告したいと存じます。 　次に、計画期間中に淀江町で実施した施策を報告いたします。 　資料をご覧ください。 　計画期間中の交通事故の発生状況は、平成１３年及び平成１４年においては3人であった死者数が、平成１７年の死者数がゼロになるなど運動の成果が見られると存じます。 　計画期間中は、主要交差点、通学路における街頭指導のほか、ヘルメット、シートベルト、チャイルドシートの着用、飲酒運転追放の

	啓発活動、及び高齢者、子どもの交通事故防止を中心に交通安全意識の高揚に努めるとともに、安全かつ円滑な道路交通環境の整備や、交通災害共済への加入促進などの救済措置の充実に努めました。 　交通安全施設の整備として、町道の整備やカーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設の整備を行いました。 　駐車対策といたしましては、警告チラシの貼付や防災無線による呼びかけや街頭での広報を実施しました。 　交通安全教育では、幼児に対しては、年間指導計画による交通安全教育の推進のほか、保育園における講師を招いた交通安全教室や園児に対する交通安全鈴付け事業、交通安全ワッペンの配布事業を実施しました。 　児童や生徒に対しましては、小学校や中学校では、新入児童全員に夜光反射材を配布するとともに通学時における街頭指導などを実施しました。 　成人に対しましては、交通安全運動期間中に広報による交通安全意識の啓発に努め、高齢者に対しては、交通安全講習会の実施、高齢者宅を訪問しての指導、敬老会における反射材配布を実施しました。 　児童･生徒の通学時の安全確保のため、淀江町交通安全指導員を委嘱し、子どもの事故防止に努めました。 　年4回の交通安全運動期間中には、広報車による庁内巡回広報のほか様々な行事、イベントを実施しました。 　安全運転の確保のためには、高齢運転者対策として高齢者交通安全教室、シルバードライビングスクールを実施しました。 　シートベルトとチャイルドシートの着用推進を図るため、街頭広報や防災無線を使った啓発活動を実施するとともに、母の会会員を対象としたチャイルド講習会を開催しました。 　その他、小中学校では、自転車教室を実施し、安全な乗り方指導を行いました。 　交通事故によって被る経済的負担に対応するよう交通災害共済事業を実施し、多くの町民が加入しました。 　以上が、米子市及び淀江町において、第7次交通安全計画の期間中に実施した交通安全施策の主なものでございます。
司　会（山本次長）	交通安全施策の実施状況について報告いたしましたが、この件で委員の皆様から質問なりご意見があれば承りたいと存じますが、何かございますでしょうか。 　無いようでございますので、議事に移りたいと存じます。 　議事につきましては、会長の野坂市長に進行をお願いいたします。

会　長（野坂市長）	では、議事に入ります。 　まず、「第８次米子市交通安全計画（案）の作成について」ですが、事務局、説明してください。
事務局（山本次長）	第８次米子市交通安全計画についてでございますが、事務局案をお示しいたします。 　先ほども説明いたしましたように、市町村が作成する交通安全計画は、都道府県の交通安全計画に基づいて作成することとなっています。委員のお手元に配布していますが、鳥取県でも第８次鳥取県交通安全計画を作成しているところから、米子市における第８次の交通安全計画につきましては、鳥取県の計画に準じて作成することといたしたいと存じます。 　なお、米子警察署の谷岡課長さんのご意見やら最近の交通情勢を踏まえ、特に、飲酒運転の追放についてを項目に起こしたいと考えております。また、県や国の計画にもあるように、各種の運動や施策を一層推進するため、死者数や傷者数などの数値目標を計画に盛り込みたいとも考えております。 　計画の素案につきましては事務局で作成し、その後、委員の皆様からのご意見を伺いながら成案といたしたいと存じます。
会　長（野坂市長）	只今、事務局から説明がありましたが、次回の会議までに、事務局が計画の原案を作るということですね。
事務局（山本次長）	はい、そうです。
会　長（野坂市長）	委員の皆さんから、この計画作成にあたって、ご意見はございませんでしょうか。
井　藤　委員	米子警察署管内のドライバー人口は県下の２７％ですが、一方、事故の当事者となる割合は県下の３７％となっています。この数値が示すように、いかに米子警察署管内、また、この地域におきまして、交通事故が多いかを物語っていると考えています。 　そのため、交通安全を確保するための様々な運動や活動を、これまで以上に実施していかねばならないものと思います。 　また、飲酒運転をはじめ交通事故の発生原因を検証してみますと、８割が安全義務違反、ちょっとした不注意から引き起こされています。すなわち、交通事故の防止、交通事故の減少は、運転者をはじめすべての市民が自らの安全意識を高揚させ、マナーアップ、モラルを向上させることで叶えることができるということになります。 　これらの視点を、是非計画に盛り込んでいただきますようお願いします。
会　長（野坂市長）	他にはございませんか。

矢　倉　委員	携帯電話の件も盛り込んではいかがでしょうか。 最近、運転中の携帯電話の使用が目に付きますし、事故に繋がる危険な行為であると思います。
会　長（野坂市長）	はい。その他ございませんか。 では、第８次の交通安全計画につきましては、事務局で原案を作成することとし、その際には米子警察署からの指摘や、委員の皆さんからのご意見を反映させることとし、次回の会議に提案することとしてよろしいでしょうか。 異議がないようでございますので、計画案の作成方針のご承認をいただいたものとします。 次に、「第８次米子市交通安全計画の作成スケジュールについて」事務局、説明してください。
事務局（永見課長補佐）	会議資料の計画作成の今後のスケジュールをご覧ください。 本日開催しています第１回の会議に続きまして、第２回目の交通安全対策会議は、１２月の初旬に開催することとし、その際には、事務局が作成します第８次米子市交通安全計画の素案についてご審議いただきたいと存じます。 会議において承認いただきました計画案については、平成１９年の１月に市民からの意見を募集するためのパブリックコメントを実施することといたします。 パブリックコメントで寄せられた市民の意見を踏まえ、平成１９年の２月には交通安全対策会議において、計画を決定するようお諮りしたいと存じます。 決定された計画につきましては、その後、平成１９年３月に、ホームページ等によって第８次米子市交通安全計画として公表することとしています。
事務局（山本次長）	補足して説明します。 只今、次回の会議については、１２月の初旬に開催するよう説明しましたが、年末を控え、県議会や市議会等、委員の皆様には公務多忙な時期をお迎えになると存じます。本来であれば、説明しましたように会議を開催すべきではございますが、事務局といたしましては、委員の皆様には事務局が作成した計画案を送付させていただき、文書によってご意見を伺うよう考えておりますがいかがでしょうか。
会　長（野坂市長）	事務局から今後のスケジュールについて説明がありましたが、次の会議は、文書をもって意見を伺いたいということです。 委員の皆様、この件についてご意見はございますでしょうか。 無いようでございますので、事務局から提案のあったとおり、今後進めることといたします。

	その他、委員の皆様、何かご意見、ご質問等ございますか。 事務局、ありますか。
事務局（山本次長）	事務局からはございません。
会　長（野坂市長）	では、これをもちまして米子市交通安全対策会議を閉会いたします。